

令和 4 年 11 月 10 日

第 10 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和4年第10回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日(木) 午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室～209号室

3. 出席委員(農業委員8名 計8名)

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	石松 雄平
委 員	2 番	梅木 美代
	3 番	穴井 英雄
	4 番	飯沼 由彦
	5 番	宮崎 博美
	6 番	佐藤 仲子
	7 番	穴井 千年

農地利用最適化推進委員 北里地区 木附栄三

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号4 による農地利用集積計画について(利用権貸借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員(係長)	橋本 弘二
事務局職員(主査)	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局 長 ただ今から、令和4年第10回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番宮崎博美委員、7番穴井千年委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和4年11月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案番号1、農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆です。登記簿地目畑3筆、原野1筆、現況地目全筆畑、面積は、上から30,294㎡、143,251㎡、33,307㎡、17,258㎡、合計224,110㎡です。権利の種別は3条有償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、経営規模拡大のためです。詳細は、別冊資料1をご覧ください。別冊資料の1から5ページが許可申請の写しです。6から8ページが営農計画です。3ページ上段に自作農地の畑が1,371,373㎡です。中段の借

り入れ農地はありません。4 ページ作付け予定の作物と面積は、永年草 224,110 m²、牧草 1,371,373 m²、合計 1,595,483 m²です。その下の欄に農機具等の保有状況が記載されています。5 ページ権利取得後の農地面積は 1,595,483 m²です。9 ページ位置図、10 ページ航空写真、11 ページ現地立会時の写真、12 ページ確認書になっております。要件につきましては、全部効率、農作業常時従事、下限面積など全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

3 番 この案件については、11 月 10 日に私と木附推進委員、後藤推進委員、松岡会長、西里から穴井委員、佐藤委員、事務局 2 名で現地を確認しました。

現地は、畑として利用されている農地でした。これからは、買い手の方が自家消費の永年草を作付けすることです。その買い手は農地適格法人となっており問題なく営農はされていくと考えております。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 2 ページの〇〇円とは何か。

事 務 局 10 a 当たりの対価です。

1 番 現在も対象で耕作している方はいるのか。

事 務 局 新しく作付けはしてないようです。作物がそのままになっている箇所はありました。今回の買い手の法人と今まで利用していた耕作者との間では、話が付いたと伺っています。

1 番 この農業法人が所有している農地を地図上に表示してほしい。大規模なのでどの範囲を耕作しているか確認をしたい。

事務局 地図上に表示することはできますので、次回の総会時まで
準備をします。ただし、農業委員会には農地のみしか情報がな
いので、農地のみの表示になります。

議長 それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のと
おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定しました。

議長 日程第 3 議案第 2 号番号 1 から番号 4「農業経営基盤強化促
進法第 18 条第 1 項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画
について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 議長 議案書の 3 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進
法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）であります
が、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用
地利用集積計画の決定について意見を求めます。令和 4 年 11 月
10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第 2 号番号 1 です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇
〇、字〇〇、〇〇、〇〇の 5 筆です。地目は、登記簿全て田、
現況も全て田、面積は上から 2,130 m²、2,224 m²、964 m²、570
m²、1,566 m²、5 筆合計 7,454 m²。利用権設定をする人、受ける
人は、記載の通り。利用目的は、水稻。以下記載の通りです。

番号 2 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の 1 筆です。地
目は、登記簿田、現況も田、面積は 1,700 m²。利用権設定をす
る人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻。以下記載
の通りです。

番号 3 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。地
目は、登記簿田、現況も田、面積は 3,884 m²。利用権設定をす
る人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、野菜。以下記載
の通りです。

番号 4 です。農地の所在は、大字北里字〇〇の 1 筆です。地
目は、登記簿田、現況も田、面積は 2,859 m²。利用権設定をす

る人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、野菜。以下記載の通りです。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 議案の 4 ページの耕作者〇〇さんは、小国出身の方ですか。法蓮草を作る方であまり聞かない名前なので。

事 務 局 小国の方です。数年前から就農のためにＵターンした新規就農者です。

1 番 新規就農者は、すごく喜ばしいことですね。ですが、農業の経験はあるのでしょうか。

事 務 局 この方は、数年前から役場や農協、地元の農業委員に相談があり、就農の準備をしていました。阿蘇郡地域には、農業に関する知識や技術等を習得するための農業師匠という制度があり、〇〇さんは、農協から紹介された法蓮草農家に弟子入りをしました。農業未経験で就農をするのではなく、数年間経験を積んでいます。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 2 号番号 1 から番号 4 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 から番号 4 の原案について同意することを決定します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 10 回総会を閉会致します。

令和４年第１０回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
ためここに署名する。

５ 番

７ 番